

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部

改正について

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2022年（令和4年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、小学生の相談支援体制の充実のため、教育委員会職員である支援教員の勤務時間等の特例に関する規定の整備を行う必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程  
藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表第4職種が支援教員である者の勤務時間の割振りの項中「77時間30分」の次に「又は124時間」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

【改正後（案）】

別表第4（第2条関係）

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が支援教員である者	4週間について77時間30分又は124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日，土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

【現行】

別表第4（第2条関係）

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が支援教員である者	4週間について77時間30分で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日，土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日